

作成日 2020年7月1日

1 事業主体概要

事業主体名	ライフケアデザイン株式会社
代表者名	代表取締役 出井 学
所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目11番2号 渋谷パインビル6階
電話番号/FAX番号	03-6418-7978/03-6418-7982
ホームページアドレス	http://www.lifecaredesign.co.jp/
資本金(基本財産)	22億9,500万円(2020年3月31日時点)
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	ソニー・ライフケア株式会社 100%
設立年月日	平成11年10月5日
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)1,286,082千円 (費用)2,506,141千円 (損益)△1,220,059千円
会計監査人との契約	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (PwCあらた有限責任監査法人)
他の主な事業	—

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	びあは一と市が尾	
施設の 類型 及び 表示 事項	類型	<input checked="" type="checkbox"/> 1 介護付 (<input type="checkbox"/> 一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	<input checked="" type="checkbox"/> 1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 <input checked="" type="checkbox"/> 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護
	介護保険	<input checked="" type="checkbox"/> 1 市指定介護保険特定施設 (番号 1473700324、指定年月日 平成12年6月1日) <input checked="" type="checkbox"/> 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・ 介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる 職員体制	2.0:1 以上 要支援・要介護認定を受けている入居者に対して、現在及び将来にわたって、入居者2.0人に対して職員1人以上の割合で介護に当たります。 この数字は、非常勤もその合計時間を常勤職員に換算する方式で行い、常時入居者2.0人に職員が1人お世話するものではありません。
	提携ホームの利 用等	1 提携ホーム利用可(—) 2 提携ホーム移行型(—)
開設年月日	平成12年6月1日	
施設の管理者氏名	森 洋一	
所在地	神奈川県横浜市青葉区市ケ尾町1152番地2	
電話番号/FAX番号	045-972-0172/045-972-0210	

メールアドレス	8888@lifecaredesign.co.jp																																																															
交通の便 ※3	東急田園都市線「市が尾駅」北口より徒歩4分																																																															
ホームページアドレス	http://www.lifecaredesign.co.jp/																																																															
敷地概要 ※4	権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日～年 月 日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 990.05㎡																																																															
建物概要	権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 令和元年7月12日～令和30年7月11日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造 鉄筋コンクリート造地上6階建造(耐火・準耐火・その他) 延床面積 3,013.67㎡(うち有料老人ホーム 2,808.55㎡) 建築年月日 2019年8月1日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()																																																															
居室、一時介護室の概要	居室総数 56室 定員 56人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>56室</td> <td>18.0㎡</td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～㎡</td> </tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積	居室	個室	56室	18.0㎡	うち2人定員	室	㎡～㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡	人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡	一時介護室	個室	室	㎡～㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡	人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																																		
	居室定員	室数	面積																																																													
居室	個室	56室	18.0㎡																																																													
	うち2人定員	室	㎡～㎡																																																													
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																																																													
	人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																																																													
一時介護室	個室	室	㎡～㎡																																																													
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																																																													
	人部屋(相部屋)	室	㎡～㎡																																																													
共用施設・設備の概要 (設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">食堂</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>(71.8 ㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3階</td> <td>(54.0 ㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4階</td> <td>(54.0 ㎡)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室</td> <td rowspan="2">一般浴槽</td> <td>設置階</td> <td>5階 (7.1 ㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4階 (22.3 ㎡)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴室</td> <td>リフト浴</td> <td>設置階</td> <td>3階 (10.2 ㎡)</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー浴</td> <td></td> <td>4階 (22.3 ㎡)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td colspan="3">設置箇所 居室内(56箇所) 共用(各階1箇所以上)</td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td colspan="3">設置箇所 居室内(56箇所) 共用(1,3,4階1箇所)</td> </tr> <tr> <td>医務室(健康管理室)</td> <td>設置階</td> <td>3階</td> <td>(8.6 ㎡)</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>(7.6 ㎡)</td> </tr> <tr> <td>面談室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>(8.7 ㎡)</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>(30.6 ㎡)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洗濯室</td> <td>設置階</td> <td>1階(業務用)</td> <td>(13.8 ㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,4,5階</td> <td>(各 2.1 ㎡)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">汚物処理室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> <td>(4.6 ㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,3,4,5階</td> <td>(各 5.8 ㎡)</td> </tr> </tbody> </table>			食堂	設置階	1階	(71.8 ㎡)		3階	(54.0 ㎡)		4階	(54.0 ㎡)	浴室	一般浴槽	設置階	5階 (7.1 ㎡)		4階 (22.3 ㎡)	浴室	リフト浴	設置階	3階 (10.2 ㎡)	ストレッチャー浴		4階 (22.3 ㎡)	便所	設置箇所 居室内(56箇所) 共用(各階1箇所以上)			洗面設備	設置箇所 居室内(56箇所) 共用(1,3,4階1箇所)			医務室(健康管理室)	設置階	3階	(8.6 ㎡)	談話室	設置階	1階	(7.6 ㎡)	面談室	設置階	1階	(8.7 ㎡)	事務室	設置階	1階	(30.6 ㎡)	洗濯室	設置階	1階(業務用)	(13.8 ㎡)		3,4,5階	(各 2.1 ㎡)	汚物処理室	設置階	1階	(4.6 ㎡)		2,3,4,5階	(各 5.8 ㎡)
食堂	設置階	1階	(71.8 ㎡)																																																													
		3階	(54.0 ㎡)																																																													
		4階	(54.0 ㎡)																																																													
浴室	一般浴槽	設置階	5階 (7.1 ㎡)																																																													
			4階 (22.3 ㎡)																																																													
浴室	リフト浴	設置階	3階 (10.2 ㎡)																																																													
	ストレッチャー浴		4階 (22.3 ㎡)																																																													
便所	設置箇所 居室内(56箇所) 共用(各階1箇所以上)																																																															
洗面設備	設置箇所 居室内(56箇所) 共用(1,3,4階1箇所)																																																															
医務室(健康管理室)	設置階	3階	(8.6 ㎡)																																																													
談話室	設置階	1階	(7.6 ㎡)																																																													
面談室	設置階	1階	(8.7 ㎡)																																																													
事務室	設置階	1階	(30.6 ㎡)																																																													
洗濯室	設置階	1階(業務用)	(13.8 ㎡)																																																													
		3,4,5階	(各 2.1 ㎡)																																																													
汚物処理室	設置階	1階	(4.6 ㎡)																																																													
		2,3,4,5階	(各 5.8 ㎡)																																																													

	看護・介護職員室	設置階 2階 (5.5 m ²) 3階 (27.3 m ²) 4階 (36.0 m ²) 5階 (8.7 m ²)
	機能訓練室	設置階 6階 (計 131.6 m ²) 他の共用施設との兼用 無・ <input checked="" type="checkbox"/> (3、4階は食堂と共用)
	健康・生きがい施設	設置階 6階図書コーナー(15.6 m ²)
	エレベーター ※5	2基(うちストレッチャー搬入可 1基)
	スプリンクラー	設置箇所 全館(各居室、廊下、食堂等)
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.84m)
消防用設備等	消火器	無・ <input checked="" type="checkbox"/>
	自動火災報知設備	無・ <input checked="" type="checkbox"/>
	火災通報設備	無・ <input checked="" type="checkbox"/>
	スプリンクラー	無・ <input checked="" type="checkbox"/>
	防火管理者	無・ <input checked="" type="checkbox"/>
	防災計画(水害・土砂災害を含む)	無・ <input checked="" type="checkbox"/>
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 共用部(洗面所・トイレ)及び居室に設置するナースコールを介護職員及び看護職員が携帯電話で受け、緊急時対応する。 共用部カメラモニター設備あり。 離床センサー、マットセンサー等(必要時) 安否確認の方法・頻度等 要介護状態区分及び状況に応じて適宜見回り。	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※6	—	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	—	

※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8	前払い方式	月払い方式	<input checked="" type="checkbox"/> 選択方式
入院等による不在時における利用料金(月払い)の取り扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 減額なし <input type="checkbox"/> 日割り計算で減額 <input type="checkbox"/> 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額		
利用料金の改定	条件	物価、人件費及び公共料金の変動等	

	手続き 方法	事前に所轄行政機関と相談を行ってから入居契約第12条（運営懇談会）に定める運営懇談会で説明の上、入居者及び契約者（ただし、同一の場合は、入居者及び身元引受人）の同意を得て、入居契約第30条（月払いの利用料）及び第31条（上乘せ介護費）に定める管理運営費、食費、上乘せ介護費等の額を変更することができるものとします。
--	-----------	---

(2) 前払い方式

費用の支払方法 ※9	前払金及び敷金は、入居時まで一括支払い。 前月の実績に基づいた利用料等は、原則として口座引落による月払い。		
敷 金	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (556,200円、家賃相当額の3か月分) ※退去時に原状回復費用（経年劣化分並びに事業主体が別途認めた修繕及び模様替え部分を除く）を控除した金額を除き全額返還いたします。		
前払金 (介護費用の前払金を除く)	法第29条第6項に規定される前払金		
		入居時満年齢	前払金
	プラン A	80歳以上 85歳未満	15,400,000円
		85歳以上 90歳未満	11,000,000円
		90歳以上	8,800,000円
	プラン B	80歳以上 85歳未満	8,400,000円
		85歳以上 90歳未満	6,000,000円
90歳以上		4,800,000円	
想定居住期間又は償却期間		入居時満年齢	想定居住期間
	プラン A	80歳以上 85歳未満	84ヶ月
		85歳以上 90歳未満	60ヶ月
		90歳以上	48ヶ月
	プラン B	80歳以上 85歳未満	84ヶ月
		85歳以上 90歳未満	60ヶ月
		90歳以上	48ヶ月
算定の基礎 (内訳)	<p>家賃相当額一部の想定居住期間分と、想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額（前払金の25%）を前払い金としてお支払いいただきます。</p> <p>[算定式] 前払金（家賃相当額の全部または一部）＝ 家賃相当額の全部または一部×想定居住期間＋ 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額 ※想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額とは前払金の25%としています。</p>		

<p>解約時の返還金 (算定方法等)</p>	<p>事業主体は、解約時に以下の算式を用いて算出する金員（以下「返還金」という）を次の各号に従い返還します。</p> <p>返還金＝前払金－（前払金の25%）－（月次償却額×利用期間月数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次償却額の算出式 月次償却額＝（前払金×75%）／想定居住期間月数 ・利用期間月数とは、入居日の属する月から契約終了日の属する月までの月数です。但し、契約終了日以降に居室の明渡しとなる場合は、この限りではありません。 ・入居日及び契約終了日の属する月は日割り計算となります。 <p>(短期解約特例)</p> <p>事業主体は、老人福祉法施行規則に従い入居後3月が経過するまでに入居契約が解約された場合、以下に掲げる要領に従って、受領済みの前払金を契約者に返還します。</p> <p>①前払金のうち返還の対象とならない額（各前払い金の25%）についても全額を無利息で返還します。</p> <p>②返還する金額から入居期間（入居日から契約終了日までの期間）の利用料を差し引いて、居室の明け渡し日後90日以内に、無利息で返金することとします。但し、残額が不足する場合は、追加で支払を求めるものとします。</p>																			
<p>返還の対象とならない額の有無</p>	<p>無・<input checked="" type="checkbox"/>有</p> <table border="1" data-bbox="491 1059 1493 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>入居時満年齢</th> <th>想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プランA</td> <td>80歳以上 85歳未満</td> <td>3,850,000円</td> </tr> <tr> <td>85歳以上 90歳未満</td> <td>2,750,000円</td> </tr> <tr> <td>90歳以上</td> <td>2,200,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">プランB</td> <td>80歳以上 85歳未満</td> <td>2,100,000円</td> </tr> <tr> <td>85歳以上 90歳未満</td> <td>1,500,000円</td> </tr> <tr> <td>90歳以上</td> <td>1,200,000円</td> </tr> </tbody> </table>				入居時満年齢	想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額	プランA	80歳以上 85歳未満	3,850,000円	85歳以上 90歳未満	2,750,000円	90歳以上	2,200,000円	プランB	80歳以上 85歳未満	2,100,000円	85歳以上 90歳未満	1,500,000円	90歳以上	1,200,000円
	入居時満年齢	想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて事業者が受領する額																		
プランA	80歳以上 85歳未満	3,850,000円																		
	85歳以上 90歳未満	2,750,000円																		
	90歳以上	2,200,000円																		
プランB	80歳以上 85歳未満	2,100,000円																		
	85歳以上 90歳未満	1,500,000円																		
	90歳以上	1,200,000円																		
<p>初期償却の開始日</p>	<p>入居日</p>																			
<p>介護費用の前払金</p>	<p>—</p>																			
<p>算定の基礎（内訳）</p>	<p>—</p>																			
<p>解約時の返還金（算定方法等）</p>	<p>—</p>																			
<p>返還の対象とならない額の有無</p>	<p>—</p>																			
<p>初期償却の開始日</p>	<p>—</p>																			
<p>月額利用料</p>	<p>Aプラン 277,245円～285,495円 Bプラン 362,645円～370,895円</p>																			
<p>年齢に応じた金額設定</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>無・有</p>																			

<p>要介護状態に 応じた金額設定</p>	<p>無・<input checked="" type="checkbox"/>有</p> <p>介護費用（上乘せ介護費）</p> <p>※事業主体が提供する特定施設入居者生活介護を利用いただく場合にご負担いただきます。</p> <table border="1" data-bbox="424 376 1445 472"> <tr> <td>要介護 1</td> <td>要介護 2</td> <td>要介護 3</td> <td>要介護 4</td> <td>要介護 5</td> </tr> <tr> <td>116,875円</td> <td>114,950円</td> <td>112,750円</td> <td>110,825円</td> <td>108,625円</td> </tr> </table>	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	116,875円	114,950円	112,750円	110,825円	108,625円																		
要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5																									
116,875円	114,950円	112,750円	110,825円	108,625円																									
<p>料金プラン ※10</p>	<table border="1" data-bbox="424 521 1445 779"> <thead> <tr> <th colspan="2">月額利用料</th> <th colspan="5">内 訳</th> </tr> <tr> <th>プラン</th> <th>合計</th> <th>管理費 (課税10%)</th> <th>介護費用 (上乘せ介護費) (課税10%)</th> <th>食費 (課税8%)</th> <th>水道光熱費 (課税10%)</th> <th>家賃相当額 (非課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>277,245円～ 285,495円</td> <td>104,500円</td> <td>108,625 ～116,875円</td> <td>42,120円</td> <td>22,000円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>362,645円～ 370,895円</td> <td>104,500円</td> <td>108,625 ～116,875円</td> <td>42,120円</td> <td>22,000円</td> <td>85,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>各コースとも、介護費用（上乘せ介護費）は事業主体が提供する特定施設入居者生活介護を利用いただく場合に要介護状態に応じてお支払いいただきます。なお、ご入居後に自立もしくは要支援となった場合、又は事業主体が提供する特定施設入居者生活介護を利用しない場合、介護費用（上乘せ介護費）に替えて、入居者の基本的な生活の支援を行うサービス（生活支援サービス及び健康管理サービス）の費用として生活支援費181,500円をお支払いいただきます。</p>	月額利用料		内 訳					プラン	合計	管理費 (課税10%)	介護費用 (上乘せ介護費) (課税10%)	食費 (課税8%)	水道光熱費 (課税10%)	家賃相当額 (非課税)	A	277,245円～ 285,495円	104,500円	108,625 ～116,875円	42,120円	22,000円	0円	B	362,645円～ 370,895円	104,500円	108,625 ～116,875円	42,120円	22,000円	85,400円
月額利用料		内 訳																											
プラン	合計	管理費 (課税10%)	介護費用 (上乘せ介護費) (課税10%)	食費 (課税8%)	水道光熱費 (課税10%)	家賃相当額 (非課税)																							
A	277,245円～ 285,495円	104,500円	108,625 ～116,875円	42,120円	22,000円	0円																							
B	362,645円～ 370,895円	104,500円	108,625 ～116,875円	42,120円	22,000円	85,400円																							
<p>算定根拠 ※11</p>	<table border="1" data-bbox="424 1088 1358 1480"> <tr> <td>管理費</td> <td>居室及び共用施設の維持管理ならびにサービス提供に伴う事務・管理部門の person 費、厨房委託費、備品・消耗品等の諸経費</td> </tr> <tr> <td>介護費用（上乘せ介護費）</td> <td>入居者の基本的な生活の支援で、介護保険適用範囲を上回る介護サービスに関わる person 費</td> </tr> <tr> <td>食費</td> <td>上限 42,120 円 [内訳] 朝食 324 円／昼食 540 円／夕食 540 円 ・喫食数に応じ実績精算</td> </tr> <tr> <td>水道光熱費</td> <td>電気、ガス、水道料金</td> </tr> <tr> <td>家賃相当額</td> <td>借建物の家賃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> </tr> </table>	管理費	居室及び共用施設の維持管理ならびにサービス提供に伴う事務・管理部門の person 費、厨房委託費、備品・消耗品等の諸経費	介護費用（上乘せ介護費）	入居者の基本的な生活の支援で、介護保険適用範囲を上回る介護サービスに関わる person 費	食費	上限 42,120 円 [内訳] 朝食 324 円／昼食 540 円／夕食 540 円 ・喫食数に応じ実績精算	水道光熱費	電気、ガス、水道料金	家賃相当額	借建物の家賃	その他	—																
管理費	居室及び共用施設の維持管理ならびにサービス提供に伴う事務・管理部門の person 費、厨房委託費、備品・消耗品等の諸経費																												
介護費用（上乘せ介護費）	入居者の基本的な生活の支援で、介護保険適用範囲を上回る介護サービスに関わる person 費																												
食費	上限 42,120 円 [内訳] 朝食 324 円／昼食 540 円／夕食 540 円 ・喫食数に応じ実績精算																												
水道光熱費	電気、ガス、水道料金																												
家賃相当額	借建物の家賃																												
その他	—																												
<p>月額利用料に含まれない実費負担等 ※12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費、薬剤費、予防接種費、おむつ代、業者依頼クリーニング代、理美容、電話の設置移設費用及び基本料回線使用料等、新聞代、レクリエーション消耗材料費、外食ツアーやドライブツアー等の参加費、外食・出前等の食事代 ・私用備品の消耗品費及び修繕費用 ・個人的日常生活上の便宜に要する費用 																												

特定施設入居者生活介護

(1 か月 30 日の例)

区 分	月 額	利用者負担額 (1 割の場合)
要介護 1	200,464 円	20,047 円
要介護 2	223,812 円	22,382 円
要介護 3	248,221 円	24,823 円
要介護 4	270,862 円	27,087 円
要介護 5	295,271 円	29,528 円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	(減算型・ <u>基準型</u>)	
退院・退所時連携加算	(無・ <u>有</u>)	
入居継続支援加算	(<u>無</u> ・有)	
生活機能向上連携加算	(<u>無</u> ・有)	
個別機能訓練加算	(無・ <u>有</u>)	
夜間看護体制加算	(無・ <u>有</u>)	
若年性認知症入居者受入加算	(<u>無</u> ・有)	
医療機関連携加算	(無・ <u>有</u>)	
口腔衛生管理体制加算	(<u>無</u> ・有)	
栄養スクリーニング加算	(<u>無</u> ・有)	
看取り介護加算	(無・ <u>有</u>)	
認知症専門ケア加算	(無・有)	(I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	(無・ <u>有</u>)	(I) イ
		(I) ロ
		(II)
		(III)
介護職員処遇改善加算	(無・ <u>有</u>)	I
		II
		III
		IV
		V
介護職員等特定処遇改善加算	(無・ <u>有</u>)	I
		II

介護保険に係る

利用料※13

(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

(3) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	<p>敷金は、入居時まで一括支払い。 前月の実績に基づいた利用料等は、原則として口座引落による月払い。</p>																											
敷金	<p>無・<input checked="" type="checkbox"/> (556,200円、家賃相当額の3か月分) ※退去時に原状回復費用(経年劣化分並びに事業主体が別途認めた修繕及び模様替え部分除く)を控除した金額を除き全額返還いたします。</p>																											
月額利用料	462,645円～470,895円																											
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有																											
要介護状態に応じた金額設定	<p>無・<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>介護費用(上乘せ介護費)</p> <p>※事業主体が提供する特定施設入居者生活介護を利用いただく場合にご負担いただきます。</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1</td> <td>要介護2</td> <td>要介護3</td> <td>要介護4</td> <td>要介護5</td> </tr> <tr> <td>116,875円</td> <td>114,950円</td> <td>112,750円</td> <td>110,825円</td> <td>108,625円</td> </tr> </table>					要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	116,875円	114,950円	112,750円	110,825円	108,625円													
要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5																								
116,875円	114,950円	112,750円	110,825円	108,625円																								
料金プラン ※10	<table border="1"> <tr> <td>月額利用料</td> <td colspan="5">内 訳</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">合計</td> <td>管理費</td> <td>介護費用 (上乘せ介護費)</td> <td>食費</td> <td>水道光熱費</td> <td>家賃相当額</td> </tr> <tr> <td>(課税10%)</td> <td>(課税10%)</td> <td>(課税8%)</td> <td>(課税10%)</td> <td>(非課税)</td> </tr> <tr> <td>462,645円 ～470,895円</td> <td>104,500円</td> <td>108,625 ～116,875円</td> <td>42,120円</td> <td>22,000円</td> <td>185,400円</td> </tr> </table> <p>各コースとも、介護費用(上乘せ介護費)は事業主体が提供する特定施設入居者生活介護を利用いただく場合に要介護状態に応じてお支払いいただきます。なお、ご入居後に自立もしくは要支援となった場合、又は事業主体が提供する特定施設入居者生活介護を利用しない場合、介護費用(上乘せ介護費)に替えて、入居者の基本的な生活の支援を行うサービス(生活支援サービス及び健康管理サービス)の費用として生活支援費181,500円をお支払いいただきます。</p>					月額利用料	内 訳					合計	管理費	介護費用 (上乘せ介護費)	食費	水道光熱費	家賃相当額	(課税10%)	(課税10%)	(課税8%)	(課税10%)	(非課税)	462,645円 ～470,895円	104,500円	108,625 ～116,875円	42,120円	22,000円	185,400円
	月額利用料	内 訳																										
合計	管理費	介護費用 (上乘せ介護費)	食費	水道光熱費	家賃相当額																							
	(課税10%)	(課税10%)	(課税8%)	(課税10%)	(非課税)																							
462,645円 ～470,895円	104,500円	108,625 ～116,875円	42,120円	22,000円	185,400円																							
算定根拠 ※11	管理費	居室及び共用施設の維持管理ならびにサービス提供に伴う事務・管理部門の人件費、厨房委託費、備品・消耗品等の諸経費																										
	介護費用(上乘せ介護費)	入居者の基本的な生活の支援で、介護保険適用範囲を上回る介護サービスに関わる人件費																										
	食費	上限42,120円 [内訳] 朝食324円/昼食540円/夕食540円 ・喫食数に応じ実績精算																										
	水道光熱費	電気、ガス、水道料金																										
	家賃相当額	借建物の家賃																										
	その他	—																										
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費、薬剤費、予防接種費、おむつ代、業者依頼クリーニング代、理美容、電話の設置移設費用及び基本料回線使用料等、新聞代、レクリエーション消耗材料費、外食ツアーやドライブツアー等の参加費、外食・出前等の食事代 ・私用備品の消耗品費及び修繕費用 ・個人的日常生活上の便宜に要する費用 																											

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額 (1割の場合)
要介護1	200,464円	20,047円
要介護2	223,812円	22,382円
要介護3	248,221円	24,823円
要介護4	270,862円	27,087円
要介護5	295,271円	29,528円

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無	(減算型・ <u>基準型</u>)	
退院・退所時連携加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
入居継続支援加算	(<input checked="" type="checkbox"/> ・有)	
生活機能向上連携加算	(<input checked="" type="checkbox"/> ・有)	
個別機能訓練加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
夜間看護体制加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
若年性認知症入居者受入加算	(<input checked="" type="checkbox"/> ・有)	
医療機関連携加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
口腔衛生管理体制加算	(<input checked="" type="checkbox"/> ・有)	
栄養スクリーニング加算	(<input checked="" type="checkbox"/> ・有)	
看取り介護加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	
認知症専門ケア加算	(<input checked="" type="checkbox"/> ・有)	(I)
		(II)
サービス提供体制強化加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	(I) イ
		(I) ロ
		(II)
		(III)
介護職員処遇改善加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	I
		II
		III
		IV
		V
介護職員等特定処遇改善加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/>)	I
		II

介護保険に係る

利用料※13

(適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)

(4) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	横浜市に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で行います。
前払金の返還金の保全措置	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 保全措置の内容(不動産信用保証㈱の保証制度による)
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有の場合の保険名(ソニーグループ損害保険プログラム)
消費税の対象外とする利用料等	敷金・前払金（介護費用の一時金除く）・家賃相当額・介護保険に係る利用料(自己負担分) 及びおむつ代は消費税非課税になっております。それ以外の費用は消費税を含んだ金額となっております。
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

※7 消費税を含む総額表示とすること。

※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。

※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。
水道光熱費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。

※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	<p>1) 事業者は、入居契約書及び特定施設入居者生活介護利用契約書、並びに体験入居利用契約書に定められた事項を遵守し、事業所が入居者または利用者（「入居者」または「利用者」を以下「入居者等」という）にとって、快適で安全な生活の場となるよう、その実現を目指すものとします。</p> <p>2) 事業者は、入居者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険法令等により定められた特定施設介護、並びに体験入居利用サービスを提供します。</p> <p>3) 事業者は、特定施設介護または体験入居利用サービス（「特定施設介護」または「体験入居利用サービス」を以下「特定施設介護等」という）、の提供にあたっては、常に入居者等の心身状況等の把握に努め、入居者等、入居契約者（以下「契約者」という）及びその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、入居者等の社会生活に必要な支援を行うものとします。</p>
----------	---

損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	甲の介護サービス等の提供に当たり事故が発生し入居者の生命、身体、財産に損害が生じ、かかる損害が不可抗力によって発生したものでなく、甲に故意又は重大な過失が存在する場合には、甲はその損害を速やかに賠償します。但し、入居者に故意又は重大な過失がある場合には、損害賠償を減ずることがあります。		
公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協会への加入 無・ <input checked="" type="checkbox"/>		
	入居者基金への加入 <input checked="" type="checkbox"/> ・有		
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	<input checked="" type="checkbox"/>	実施日	年4回（3、6、9、12月）…ご家族アンケート
		実施内容	ご家族アンケートを郵送で実施
	無		
	備考		
第三者による評価の実施状況	有	実施日	
		実施内容	
	<input checked="" type="checkbox"/>		
	備考		

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5 介護を行う場所等

要介護時（認知症を含む）に介護を行う場所	介護居室にて介護します。 ただし、医師の意見を踏まえ、心身の状況により入居者又は契約者の意見を確認した上で、居室を移動頂く場合があります。	
入居後に居室又は施設を 住み替える場合	居室から一時介護室へ移る場合（判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等）	—
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合（同上）	適切な介護サービス提供のため、観察期間を設け、介護状態に応じて、ご本人及び契約者の同意の上で、居室（個室）を移動して頂くことがあります。費用の増減はありません。
	提携ホームへ住み替える場合（同上）	他のホームへ移る必要はありません。

6 医療

協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	山本内科循環器医院	内科（往診可）
		横浜市青葉区藤が丘 2-19-1
		2.1 km 車 5 分
	医療法人社団成仁会市ヶ尾病院	内科、呼吸器内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、泌尿器科、リハビリテーション科 他
横浜市青葉区市ヶ尾町 23-1		
0.3 km 車 3 分		
横浜新緑総合病院	内科・外科・整形外科・脳神経外科 他	
	横浜市緑区十日市場町 1726-7	
	5.5 km 車 11 分	
<p>[協力内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の円滑な診療が受けられるよう当事業所との連携を図る。 ・休日及び夜間の緊急時の受診協力。 ・山本内科循環器医院からは、入居者の健康相談及び健康指導のほか、入居者に対する処遇及び各種サービスが適切に提供されるよう必要な指導助言を受ける。 		
協力歯科医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	地挽歯科医院	歯科（往診可）
		横浜市青葉区鴨志田町 824-25
		4.1 km、車 9 分
	山本歯科医院	歯科（往診可）
横浜市青葉区藤が丘 2-19-1		
2.1 km 車 5 分		
<p>[協力内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者の円滑な診療が受けられるよう当事業所との連携を図る。 ・休日及び夜間の緊急時の受診協力。 		
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	<p>通院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関への通院同行費用は、月額利用料に含まれます。 	
	<p>入院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の判断を基本として、入居者及びご家族にてお話し合いいただき、協力医療機関または希望する病院に入院となります。 ・入院期間中も月額利用料のうち家賃相当額、管理費、水道光熱費はご負担下さい。 ・入院に係る費用は入居者の負担となります。 ・入院中も居室利用権は存続します。 	

7 入居状況等

(令和2年6月30日現在)

入居者数及び定員	40人（定員56人）	
入居者の状況	男性 8人、女性 32人	
	自立 0人	
	要介護 39人	(内訳) 要介護1 6人 要介護2 11人 要介護3 5人 要介護4 7人 要介護5 10人
	要支援 1人	(内訳) 要支援1 0人 要支援2 1人
平均年齢	87.8歳（男性 83.6歳、女性 88.9歳）	
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を除く参加者数、主な議題等)	<p>年2回（6月、12月） 上記に加え、3月、9月はアンケート形式での意見集約とその報告配布を実施し、運営状況をご契約者等に共有しています。</p> <p>[開催状況]</p> <p>R02年6月 新型コロナウイルス感染症対策により書面にて開催 主な議題 1. 施設運営状況報告 2. 皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ 3. 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>R01年12月（参加者：18人） 主な議題 1. 施設運営状況報告 2. 皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ</p> <p>R01年6月（参加者：15人） 主な議題 1. 施設運営状況報告 2. 皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ 3. 移転についての説明</p> <p>H30年12月（参加者：14人） 主な議題 1. 施設運営状況報告 2. 皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ 3. 移転についての説明</p>	

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(1) 職種別の職員数等

(令和2年6月30日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (16時半～翌9時半) (最少人数)	備考 (資格・委託等)			
		人数	うち自立対応					
従業者の内訳	管理者	1 (一)	/	/	—			
	生活相談員	2 (0)			—	管理者、事務が兼務		
	直接処遇職員	36 (20)			24.4	0	3	
	介護職員	24 (13)			16.5	0	2	介護福祉士、介護職員初任者研修了
	看護職員	12 (9)			7.9	0	1	看護師、准看護師
	機能訓練指導員	2 (1)			/	/	—	
	理学療法士	0 (0)					—	
	作業療法士	2 (1)					—	作業療法士
	その他	0 (0)					—	
	計画作成担当者	1※ (0)					—	介護職員が兼務、介護支援専門員
	医師	0 (0)					—	
	栄養士	0 (0)					—	業務委託
	調理員	0 (0)					—	〃
	事務職員	3 (1)					—	
	その他職員	9 (9)					—	清掃・洗濯・用務員
合計	51 (34)	3						

(2) 職員の状況

管理者	他の職務との兼務		1 あり 2 なし							
	兼務に係る資格等	1 あり								
		資格等の名称								
		2 なし								
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		6	4	6			1	1		
前年度1年間の退職者数		5	2	4						
業務に応じた従事した職員の経験年数	1年未満		3		1					
	1年以上3年未満		1					1		
	3年以上5年未満		1		2					
	5年以上10年未満	1	1	4	5	1		1		
	10年以上	2	3	7	5	1				1
従業者の健康診断の実施状況			1 あり 2 なし							

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援者の人数	0	0	1
要介護者の人数	29.2	28.1	39.3
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16	10.0	10.0	13.4
配置している直接処遇職員の人数 ※17	16.4	17.6	23.5
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.8 : 1	1.6 : 1	1.7 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 40時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番 7:00 ~ 16:00 日勤 9:00 ~ 18:00 遅番① 10:00 ~ 19:00 遅番② 11:00 ~ 20:00 夜勤 16:30 ~ 9:30	
	看護職員	早番 : ~ : 日勤 9:00 ~ 18:00 遅番 11:00 ~ 20:00 夜勤 16:30 ~ 9:30	

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	1人(1人)	介護職員実務者研修修了者	0人(0人)
介護福祉士	18人(14人)	介護職員初任者研修修了者	5人(0人)
介護支援専門員	0人(0人)	資格なし	0人(0人)

注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。
他の資格を持っている職員を()に外数で記入する。

注2) 介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

<p>入居者の条件（年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護の認定を受けた方 ・契約者の他に身元引受人をたてられる方 ・自傷他害の恐れがなく、他の入居者と円滑な共同生活が可能なる方 ・感染症でない方 <p>但し、医師により他の入居者に感染する恐れがないと診断された場合は、この限りではありません。</p>
<p>身元引受人等の条件及び義務等</p>	<p>身元引受人を1名定めていただきます。</p> <p>身元引受人は、入居者の本契約に基づく事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負います。</p> <p>身元引受人は、入居契約が解除（死亡・任意退去）の場合、身柄を引き取ります。</p> <p>身元引受人は、介護サービスの提供にあたって処遇の相談、緊急時の連絡等に協力します。</p>
<p>生活保護受給者の受入れ対応</p>	<p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> ・ 可</p>
<p>施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19</p>	<p>(契約者からの契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約者は、入居契約を解除しようとする場合には、30日以上の予告期間において、管理運営規定に定める契約解除届を事業者へ届け出るものとし、その契約解除届に記載された予告期間満了日をもって入居契約は解除されるものとし、 2 入居者及び契約者は、前項の予告期間満了日までに専用居室を明渡すものとし、 3 契約者が契約解除届を提示せず、入居者が退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、入居契約は解除されたものとし、 <p>(事業者からの契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、入居者又は契約者が次の各号の一に該当し、かつそのことが契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難であると認められる場合には、契約者に対し、90日以上の予告期間において、入居契約を解除することができるものとし、 <ol style="list-style-type: none"> 一 入居申込書等の書類に虚偽の事項を記載するなど、不正な手段により入居したとき。 二 入居契約に基づく利用料等の支払いをしばしば遅延し、事業者の督促にもかかわらず遅滞額が3ヶ月分に達した場合など、入居契約における事業者と契約者との信頼関係を著しく害するものであると判断したとき。 三 その他入居契約や管理運営規程等に違反した等、施設の利用において入居者に禁止または制限している規定に違反し是正しないとき。 2 入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、入居契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると認められる場合、事業者は次の手続を行い入居契約を解除することがあります。 <ol style="list-style-type: none"> 一 一定の観察期間をおくこと。 二 医師の意見を聞くこと。 三 契約解除の通告について90日以上の予告期間をおくこと。 四 前号の通告に先立ち、可能な限り入居者の意思を確認するとともに、契約者の意見を聞くこと。 3 事業者は、契約の解除通告を行うに先だって、必ず、入居者及び契約者にその事由を説明するとともに、弁明の機会を設けるものとし、 4 事業者は、契約解除通告の予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者、契約者及び身元引受人と協議し、移転先の確保に協力するものとし、 <p>(前払金返還について)</p> <p>「3. 利用料 解約時の返還金」のとおり計算し、契約解除日の翌日から起算して30日以内に返還します。</p>

前年度における 退去者の状況	退去先別の 人数	自宅等	1 人	
		社会福祉施設	2 人	
		医療機関	0 人	
		死亡者	7 人	
		その他	0 人	
	生前解約の 状況	施設側の申し出	(解約事由の例)	0 人
		入居者側の申し出	(解約事由の例) ・家族同居により自宅へ ・特別養護老人ホームへ転居となった為	3 人
体験入居の期間及び費用負担等		1人当たり 税込 15,400 円 (1泊2日/食事付) ・最長1週間程度。 ・体験入居利用者には、事業所において行なう入居者と同様の各種サービスを提供するものとします。 ・満室の場合は不可。 ・介護保険は適用外となります。		

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、前払金の返還時期等を正確に記入。

10 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」（設定がある場合のみ）

別添3「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 _____

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署名 _____

介護サービス等の一覧表

特定施設入居者生活介護の指定 (有・無)

区 分			要介護 1			要介護 2～3			要介護 4～5		
提供サービスの別			その都度徴収するサービス			その都度徴収するサービス			その都度徴収するサービス		
サービスの提供内容等			提供方法 (回数等)	提供方法 (回数等)	金額 (単価)	提供方法 (回数等)	提供方法 (回数等)	金額 (単価)	提供方法 (回数等)	提供方法 (回数等)	金額 (単価)
1. 介護サービス											
①巡回											
・昼間 9時～18時	有	無	2回/日	—	—	2回/日	—	—	3回/日	—	—
・夜間 18時～9時	有	無	3回/日	—	—	3回/日	—	—	5回/日	—	—
②食事介助	有	無	必要時見守り	—	—	必要時	—	—	必要時	—	—
③排泄											
・排泄介助	有	無	必要時見守り	—	—	必要時	—	—	必要時	—	—
・おむつ交換	有	無	—	—	—	必要時	—	—	必要時	—	—
・おむつ代	有	無	—	—	自己負担	—	—	自己負担	—	—	自己負担
④入浴等											
※入浴日以外及び週2回を超える入浴 (1時間まで) : ¥1,309/回、2人介助追加¥1,048/回											
・清拭	有	無	必要時	—	—	必要時	—	—	必要時	—	—
・一般浴介助	有	無	2回/週	3回以上/週	自己負担	2回/週	3回以上/週	自己負担	2回/週	3回以上/週	自己負担
・特浴介助	有	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑤身辺介助											
・体位交換	有	無	—	—	—	—	—	—	必要時	—	—
・居室からの移動	有	無	必要時	—	—	必要時	—	—	必要時	—	—
・衣類の着脱	有	無	必要時	—	—	朝夕、入浴時	—	—	朝夕、入浴時	—	—
・身だしなみ介助	有	無	必要時	—	—	朝夕、入浴時	—	—	朝夕、入浴時	—	—
⑥機能訓練	有	無	必要時	30分を超える付添/回	¥550/30分	必要時	30分を超える付添/回	¥550/30分	必要時	30分を超える付添/回	¥550/30分
※片道30分を超える送迎及び4時間を超える付添：(看護職員) ¥1,048/30分、(介護職員) ¥655/30分、(ドライバー) ¥585/30分											
⑦通院の介助	有	無	必要時 協力医療機関及び近隣医療機関	協力病院以外は 距離・時間による	自己負担	必要時 協力医療機関及び近隣医療機関	協力病院以外は 距離・時間による	自己負担	必要時 協力医療機関及び近隣医療機関	協力病院以外は 距離・時間による	自己負担
⑧緊急時対応	有	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
・ナースコール	有	無	24時間対応	—	—	24時間対応	—	—	24時間対応	—	—
2. 生活サービス											
①家事											
・清掃	有	無	2回/週	—	—	2回/週	—	—	2回/週	—	—
・洗濯	有	無	2回/週	—	—	2回/週	—	—	2回/週	—	—
②居室配膳・下膳	有	無	必要時	—	—	必要時	—	—	必要時	—	—
③理美容	有	無	—	—	自己負担	—	—	自己負担	—	—	自己負担
④代行											
・買物	有	無	3回/月	—	お品代等自己負担	3回/月	—	お品代等自己負担	3回/月	—	お品代等自己負担
・役所手続	有	無	—	—	実経費	—	—	実経費	—	—	実経費
3. 健康管理サービス											
・健康診断	有	無	—	1回/年 及び希望時	自己負担	—	1回/年 及び希望時	自己負担	—	1回/年 及び希望時	自己負担
・健康相談	有	無	随時	—	—	随時	—	—	随時	—	—
・生活指導	有	無	随時	—	—	随時	—	—	随時	—	—
・医師の往診	有	無	—	1回/月 及び必要時	自己負担	—	1回/月 及び必要時	自己負担	—	1回/月 及び必要時	自己負担
4. 入退院時、入院中のサービス											
・医療費	有	無	—	—	—	—	—	—	—	—	—
※片道30分を超える送迎及び4時間を超える付添：(看護職員) ¥1,048/30分、(介護職員) ¥655/30分、(ドライバー) ¥585/30分											
・移送サービス	有	無	協力病院及び 近隣医療機関	協力病院以外は 距離・時間による	自己負担	協力病院及び 近隣医療機関	協力病院以外は 距離・時間による	自己負担	協力病院及び 近隣医療機関	協力病院以外は 距離・時間による	自己負担
5. その他サービス											
・イベント開催	有	無	—	—	材料費等自己負担	—	—	材料費等自己負担	—	—	材料費等自己負担
注1) 要介護1～5を区分した場合は8区分となるが、提供サービス内容が同じである場合等は、適宜、複数の区分をまとめることとして差し支えない。 注2) 「提供サービスの別」の「利用料金」とは、前払金および月額利用料を指す。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、要支援・要介護の欄は、「利用料金に含まれるサービス」とすること。 注3) 各サービスごとに提供方法 (回数等) 及び金額 (費用負担等) を明示すること。 注4) 上記のサービス項目以外に、サービス提供の状況等に応じ、適宜、項目の順序の変更、項目の追加等を行って差し支えない。 注5) 「その他サービス」欄は、上記以外のサービスを必要に応じて記入すること。											

短期利用のサービス等の概要

1 サービスの利用期間と内容

利用可能期間	最短 1日 ~ 最長 30日
サービスの内容	重要事項説明書 4. サービスの内容と同一である

2 利用料

費用の支払方法	原則利用日数に応じ、退居後精算とする。						
1日あたりの利用料	15,421円 ~ 15,696円						
年齢に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有						
要介護状態に応じた金額設定	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有						
料金プラン	内 訳						
	利用料	管理費	介護費用 (上乗せ介護費)	食費	光熱水費	家賃 相当額	その他
		(課税10%)	(課税10%)	(課税8%)	(課税10%)	(非課税)	—
15,421円 ~ 15,696円	3,483円	3,620円 ~ 3,895円	朝324円 昼540円 夕540円	733円	6,180円	—	
	・ 介護費用は要介護状態による						
算定根拠	管理費	重要事項説明書 3. 利用料の(2)前払い方式の算定根拠と同一。介護費用(上乗せ介護費)					
	介護費用 (上乗せ介護費)						
	食費						
	光熱水費	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
	家賃相当額	3,895円	3,831円	3,758円	3,694円	3,620円	
	その他						
1日あたりの利用料に含まれない実費負担等 ※	重要事項説明書 3. 利用料「月額利用料に含まれない実費負担等」及び別添 1 「介護サービス等の一覧表」参照。						
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた額)	○短期利用特定施設入居者生活介護						
		日 額	利用者負担額 (1割の場合)				
	要介護 1	6,646円	665円				
	要介護 2	7,428円	743円				
	要介護 3	8,243円	825円				
	要介護 4	9,004円	901円				
	要介護 5	9,808円	981円				
	○各種加算の状況						
	夜間看護体制加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)					
	若年性認知症入居者受入加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)					
サービス提供体制強化加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)	(I) イ					
		(I) ロ					
介護職員処遇改善加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)	I					
		II					
		III					
介護職員等特定処遇改善加算	(無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)	I					
		II					

3 その他

利用(契約)に際しての留意点、特記事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期利用のサービス等については、重要事項説明書 9. 入居・退居等の入居者の条件、身元引受人等の条件及び義務等および以下の条件を適用する。 ・ 契約においては、入居者側、事業者側双方の契約当事者から、いつでも中途解除ができることを定めています。事業者側からは、利用者が他の入居者や職員に対して大声での暴言や暴力などの迷惑行為を行い、通常の介護では阻止できない場合等、期間中途での解除を求めることがあります。 ・ 前 2 号のいずれによる解除の場合も解除通知の翌日を退去期限と致します。
----------------------	--

横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表

(本表は、指導指針の「建物の規模及び構造設備」の主な項目について、適合の有無を確認するものです。)

No.	指針項目	設備の有無	適合・不適合	不適合となっている項目についてチェック	備考(代替措置・改善計画等)
1	居室 (一時介護室)		適合	<input type="checkbox"/> 個室ではない(相部屋がある)。 <input type="checkbox"/> 面積が13㎡以上(夫婦等居室は一人当たり10.65㎡以上)ない。 <input type="checkbox"/> 界壁で区分されていない。 <input type="checkbox"/> 地下に居室がある。 <input type="checkbox"/> 出入口が空地、廊下又は広間に直接面していない。	
2	食堂	有	適合	<input type="checkbox"/> 手指を洗浄する設備がない。	
3	浴室	有	適合	<input type="checkbox"/> 手すりがない。 <input type="checkbox"/> スロープがない。 <input type="checkbox"/> 浴槽用リフトがない。 (要介護者等を入居対象とする場合) <input type="checkbox"/> 介護浴槽(機械浴等)を設けていない。	
4	便所	有	適合	<input type="checkbox"/> 居室内未設置又は居室の近くがない。 <input type="checkbox"/> 常夜灯がない。 <input type="checkbox"/> 手すりがない。 <input type="checkbox"/> 共用使用の便所が男女別に整備されていない。	
5	洗面設備	有	適合	<input type="checkbox"/> 居室内未設置又は居室の近くがない。 <input type="checkbox"/> 車椅子使用者に対応していない。 <input type="checkbox"/> 手すり等がない。 <input type="checkbox"/> 洗剤等を保管する設備がない。	
6	医務室 (健康管理室)	有	適合	<input type="checkbox"/> 医薬品等を錠付ロッカーなどで管理していない。 (介護付有料老人ホームの場合) <input type="checkbox"/> 医務室(又は健康管理室)を設置していない。	
7	談話室	有			
8	面談室	有			
9	汚物処理室	有	適合	<input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設置していない。	
10	看護・介護職員室	有	適合	(介護付有料老人ホームの場合) <input type="checkbox"/> 居室のある階ごとに設置していない。 <input type="checkbox"/> 談話室や廊下等を見通すことができる形状となっていない。	
11	エレベーター	有	適合	<input type="checkbox"/> ストレッチャーを収納できない。 <input type="checkbox"/> 手すり等がない。	
12	スプリンクラー	有			
13	緊急通報装置	有	適合	(未設置箇所) <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 一時介護室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 脱衣室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> エレベーター	
14	廊下		適合	<input type="checkbox"/> 廊下幅が1.8m(1.4m※)以上ない。 <input type="checkbox"/> 手すり等がない。 <input type="checkbox"/> 両側に手すりがない。 <input type="checkbox"/> 連続して手すりが設けられていない。 ※すべての居室が個室で、床面積が18㎡以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は廊下の有効幅員は1.4m以上とすることができる。	
15	居室等の出入口		適合	<input type="checkbox"/> 引き戸やドアハンドル等を備えていない。	

その他(上記項目以外の主な指針不適合事項)

※ 代替措置、改善計画等は、別紙で明記することも可とする。